

<研究ノート>

法人の社会貢献活動と定款所定の目的

鈴木 正彦

はじめに

- 1 NPO 法人と定款
- 2 法人の定款所定の目的と権利能力
- 3 定款所定の目的の機能
- 4 株式会社の社会貢献活動に対する会社法の親和性
- 5 企業における CSR 活動・社会貢献活動の具体的検討
結びに代えて

はじめに

本稿の主たる目的は、株式会社の定款に定めることが求められている「事業目的」と株式会社の社会貢献活動の関係を考察することにある。本稿の意図は単純である。実務の世界においてますます進行している株式会社の CSR 活動あるいは社会貢献活動を株式会社法のシステム内部において検討することである¹⁾。そのためには、社会貢献活動を行うことを法的に許容

1) 本稿においては、CSR (Corporate Social Responsibility, いわゆる「企業の社会的責任」) 活動と企業の社会貢献の言葉を厳格には区別していない。実務において、CSR 活動として謳っている内容は広く、ステークホルダーとのかかわりから、環境保全など社会的利益全般にわたっている。したがって、社会貢献は、CSR に含まれる関係にあるものとして扱われている。本稿で、CSR と並列させて社会貢献の語を使うのは、後述するようにこの言葉を使うことで判例がやや扱いやすくなるからである。また、企業の社会貢献の語を、何らかの形での「寄附」に限定して使用してはいない。この点については、江頭憲治郎『会社法コメンタール1』(商事法務 2008年) 87頁以下を参照。江頭教授は、社会事業への寄附のような無償の出捐としての「企業の社会貢献」と「企業の社会的責任」を区分し、後者への配慮は、取締役の経営判断マターであるとしている。CSR 活動や社会貢献活動は、企業の任意の判断でなされているのが現状である。本稿はこのような活動を、

されまた目的としている法人，とりわけ特定非営利活動法人（以下「NPO法人」と略称する）の仕組みを参考にすることが肝要である。したがって本稿は，社会貢献を目的としている法人としてのNPO法人の定款の事業目的と社会貢献活動の検討から始め，ついで株式会社の社会貢献活動と定款の事業目的との関係を考察する。営利法人の典型として株式会社を，非営利法人の例としてNPO法人を取り上げ，本稿では他の非営利法人は必要に応じて取り上げるにとどめる²⁾。

株式会社を含む会社やNPO法人は，目的団体として定款にその活動の内容を記すことが義務づけられている。その定款の目的は，法人の権利能力を制限するものと規定されている（民法34条）。これは，非営利法人であ

非営利的組織が，組織の内部的取り決め（定款）に取り込んでいるように，株式会社を規律する法のシステムに取り込む（包摂する）ことを狙いとしている。なお，CSRと会社法についての問題圏についてCSRについて精力的に研究されている野田 博「CSRと会社法」『株式会社法体系』有斐閣（2013年）所収27頁以下から多くを学んだ。

2) 比較の対象として非営利法人である各種の組合法人も魅力的であるが，組合法人についていえば，例えば昨年（2015年）の農業協同組合法の改正においてJA全農の株式会社化も許容されたとはいえ，総じて，協同組合（運動）論者は，株式会社のような営利企業を否定的に扱う傾向がある。例えば，石田正昭「協同組合としての日本の農協」『食・農・環境の新時代』昭和堂（2016年）所収 40頁以下，特に60頁によれば今回の農協法の改正は協同組合の解体に向けた攻撃の始まりであるとする。また協同組合論全般の立場から社会的企業の範囲について論じた藤井敦士「『社会的企業』とは何か——日本における社会的企業概念の受容と社会企業研究の課題——」（協同組合研究第29巻1号（2010年6月）81頁以下）は，NPOと協同組合によって構成されるサード・セクターからのアプローチに対して企業サイドからのアプローチを否定的に論じている。いわゆる社会的排除の解決に携わるのにふさわしいのはNPOと協同組合であるという立場から営利活動の担い手たる株式会社がたとえCSR活動をしていたとしても社会的企業に加えることには否定的である。このようなことからさしあたり本稿では，協同組合は比較の対象とはしない。NPO法人を比較の対象とするのは，企業の側から見るとNPO法人は協働しやすい相手といえて，企業とNPO法人の協働は以前から多くなされていることもあり，NPO法人は株式会社の比較の対象としては適切であると考えられるからである。もっとも，社会的な問題に立ち向かう（それが可能だ）という観点から，社会的企業への株式会社の接近化傾向は否定できないように思われるが，それについては今後の研究をまたなければならない。

ると、営利法人であると異ならないと解釈されている³⁾。したがって、NPO 法人も、株式会社も、定款所定の目的を超えた行為は、外部関係においては行為の無効を、内部関係においては業務執行者の責任を発生させるのが法のたてまえである。定款が法人たる団体の根本規則たる所以である。

株式会社が株式会社法というシステムの下で、CSR 活動あるいは社会貢献活動⁴⁾ がいかにして可能となるかについて結論を先取りしておこう。

株式会社は非営利活動を株式会社法システムの下で行うことはできるか。判例はそれを可能であるとしている。また、法条もまたそれを可能とする(会社法105条2項)。誰が CSR 活動および社会貢献活動の決定を行うことができるのか。取締役の経営判断の範囲内でなしうる。株式会社は定款の事業目的において CSR 活動や社会貢献活動を明示しておかなければならないか。判例は目的の範囲について広く解する立場をとっている。しかしながら、おなじ社会貢献活動を目的とする法人である NPO 法人が、その活動と事業を定款に明記し、社会からの批判に耐えられるような仕組みをとっていることとの平仄から、株式会社も定款の事業目的上に明示とはいわないまでも何らかの表記をすべきではないかと本稿では考えている。

1 NPO 法人と定款

(1) 特定非営利活動の種類

NPO 法人⁵⁾ は、営利を目的としない団体として(特定非営利活動促進法

3) かつて民法43条に定められていた定款の目的による法人の権利能力の制限は、営利法人には適用されないとする解釈が有力に主張されていた。後述するように現行民法33条2項、34条の文言の下では、この見解を維持するのは難しい。

4) 社会貢献の英訳として使われる **social contribution** は、富むものが貧しいものに「ほどこす」という意味合いを持つことからこれを良しとしないのが実務のようである。欧米では、双方にとってプラスになるという意味合いで使う **community investment** という言葉が好まれるのだという。このことを知りつつ本稿では社会貢献の語を使用する。

5) NPO 法人数は、現在(2016年3月31日現在)50,870である。出典：内閣府 NPO ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp>

(以下「NPO 法」と略称する。) 2条2項1号柱書⁶⁾ 設立の認証に際して、定款等の書類を、所轄庁に提出しなければならない(同法10条)。後述するように定款には、目的、名称、その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類等を記載しなければならない(同法11条)。この「特定非営利活動」は、同法別表において20項目が挙げられている⁷⁾。

別表に示されている活動は次のとおりである。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動

6) 営利を目的としないとは、剰余利益を構成員(NPO 法人の「社員」)に分配したり、財産を還元することを目的としないことをいう。特定非営利活動法人制度研究会編『解説 特定非営利活動法人制度』商事法務(2013年)23頁以下参照。なお、解散に際して剰余財産の帰属すべき者を定める場合につき、選定される「その者」の範囲から「社員」を除外している(NPO 法11条3項)。

7) 特定非営利活動は重複して定款に書くことができるが、特徴的なところとしては、1号(保健・医療、福祉)、2号(社会教育)、3号(まちづくり)、6号(学術・文化)、13号(子どもの健全育成)、19号(他のNPO 団体への連絡、助言)が多く選択されている。株式会社のCSR 活動として取り上げられることの多い環境保全(7号)に携わるNPO 法人も多いといえる。なお、商事法務2085号(株主総会白書号)146頁以下によれば、CSR については、企業はCSR 報告書、環境報告書、事業報告で環境問題等に対する対応を記載しているところが増えているとしている。また、2015年の株主総会の準備で何らかの環境対策(例えばクールビズの実施)を行った会社が半数を超えているとしている。NPO の資料に関する出典は、内閣府NPO ホームページによる。

- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

その他に、NPO 法5条は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」）も行うことができるとし、これにより利益が生じたときは、それを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとしている。

このように NPO 法は、NPO 法人の収益事業を認めている。例えば、「特定非営利活動に係る事業」が赤字であっても、「その他の事業」で行った活動で得た黒字を、前者に補てんして、全体の事業を継続していくことができる仕組みがとられている⁸⁾。NPO 法人は、株式会社のように、社員（株主）に対する利益の分配はできないが、団体としての収益事業を行うことはできる。何よりも、事業を一過性ではなく、継続して行うことが制度的に予定されているのである。非営利法人である NPO 法人も利益獲得目的をもって事業を営むこと自体は適法であると解されている⁹⁾。つまり、事業と社会性が対立しているのではない。事業は、営利的にも、社会的にもな

8) 伊佐 淳『NPO を考える』創成社（2009年）59頁以下、特定非営利活動法人制度研究会編『解説 特定非営利活動法人制度』商事法務（2013年）36頁以下参照。

9) 伊佐 前掲注8) 74頁、神作裕之「会社法総則・疑似外国会社」ジュリスト 1295号（2005年）140頁参照。

りうる。問題は営利企業がいかに社会性に接近するかである。

(2) NPO 法人の定款所定の目的の定めの実例

例えば、NPO 法人である「せんだい・みやぎ NPO センター」の定款に記載されている目的及び活動の種類と事業を見てみよう（せんだい・みやぎ NPO センターホームページ参照）。

①目的 3条

センターは、私たちの暮らす仙台・宮城の地における NPO（民間非営利組織）活動の発展をめざし、地域における民間支援組織として、幅広く地域や分野を越えた NPO の活動基盤強化をはかり、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進し、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

②活動の種類と事業 4条

1 センターは、前条の目的を達成するため、主として特定非営利活動を行う団体等の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関する活動を行う。

2 センターは、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかわる事業を行う。

- (1) 民間非営利組織の活動等に関する人材の発掘・育成に係る事業
- (2) 民間非営利組織の活動に関する相談、活動促進のための調整及び交渉等に係る活動相談とコーディネート事業。
- (3) 民間非営利組織の財務管理および組織管理等の運営に関する相談および助言に係るマネジメントサポート事業。
- (4) 民間非営利組織相互間および公共部門または営利部門との交流連携の促進および支援に係るネットワーキングサポート事業。
- (5) 民間非営利組織とその活動に関する調査研究および政策提言に係る事業。
- (6) 民間非営利組織の活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係る

る情報サポート事業。

(7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

以上のようにせんだい・みやぎ NPO センターは、NPO 団体間のコーディネートを行う NPO 法人という特殊性を持っている。この点は、広島を活動拠点としている「ひろしま NPO センター」も同じである。例示した目的と事業の内容は、他の NPO 法人と比べ特殊なところはあるが、団体の目的とそれを実現するための活動及び事業という記載の形式は、一般的な NPO 法人でも変わらない。

(3) NPO 法人において定款の記載がなぜ重要なのか

NPO 法41条によれば、所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告させる等を行うことができ、場合によっては改善命令（同42条）、および設立の認証を取消すことができる（同43条1項）としている¹⁰⁾。社会貢献活動を行うことを目的に、一般市民から寄附を得、法人税が軽減化され¹¹⁾、場合によっては行政からの補助金や企業からの助成金・協賛金を得ている団体として、厳しい監督のもとにあり、またはそうであらねばならないから、その団体の根本規則である定款の記載は極めて重要といえることができる。社会活動・公共活動の担い手として、それにふさわしい体制と責任が伴うといえるだろう¹²⁾。

10) これまで（法の成立1998年以降）11,932件の解散があり、認証取り消し件数は2,765件であった。取消し理由としては、改善命令違反（NPO 法42条）、3年以上にわたる事業報告書等の未提出、設立認証6か月経過での設立未登記が多い。出典：内閣府 NPO ホームページ

11) 法人税別表第二記載法人として NPO 法人は法人税が軽減されているし、寄附金特別控除法人となっている。

12) 企業が社会活動を行う際に適切なパートナーとして選択される場合の多い NPO 法人であるが、その相手として適切であるか否かを測る一つの指標として、非営利組織の評価が重要となってきた。また、NPO 法人活動が社会的にどのよう

2 法人の定款所定の目的と権利能力

民法34条は、法人について、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲において、権利を有し、義務を負う、と定め、権利能力を定款の目的の範囲に結び付けている。また法人の成立について33条1項で、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」と規定したうえで、第2項で①「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教、その他の公益を目的とする法人」、②「営利事業を営むことを目的とする法人」、③「その他の法人」に分類し、その設立、組織、運営及び管理については、民法または他の法律の定めるところによると規定している。形式として、①は「公益法人」、②は「営利法人」、③は「その他の法人」に分類できる。②に当たるのが会社であり、会社を規律するのは民法33条第1項にいう「その他の法律」である会社法である。さらに、「その他の法律」には、一般法人法・公益認定法、労働組合法、農業協同組合法、特定非営利活動促進法（NPO法）、弁護士会法、司法書士会法、税理士法などが含まれる¹³⁾。したがって、一般社団法人・財団法人、各種の協同組合法人、NPO法人などが「その他の法人」といえる。

このように、公益法人、営利法人、その他の法人には民法34条の規定が適用され、したがって営利法人である株式会社にも民法34条が適用されるとするのが素直な解釈である¹⁴⁾。

なインパクトを与えたのかを測ることも重要な視点となってきている。評価機関としては、例えば「一般財団法人非営利組織評価センター」が2016年3月に立ち上げられた。また社会的インパクト評価についても、その測定手法が開拓されつつある。これについても内閣府 NPO ホームページ参照。

13) 大村敦士『民法解説 総則編』有斐閣2009年 132頁以下参照。同137頁において法人の設立のルールからすると別の分類がなされていることに留意する必要があると指摘しているが、本稿では現行民法34条による定款の目的規定が法人全般の権利能力を制限する規定になっていることを確認しているに過ぎない。

14) 弥永真生『会社法の実践トピック24』日本評論社2009年、「Topic 1 メセナ」4頁参照。

3 定款所定の目的の機能

法人の権利能力の「定款の目的」による制約は、営利法人の場合にはほとんど機能していないのに対し非営利法人に関しては、なおその制約は根強く残っているとされる¹⁵⁾。これについて判例を整理してみよう。

(1) 営利法人（会社）以外の法人の判例

①昭和41年4月26日最高裁第三小法廷判決（民集20巻4号849頁）

農業協同組合が組合員でない土建業者に対し人夫賃の支払いのために金員を貸し付ける場合、目的外の行為であるとしている。

②昭和44年7月4日最高裁大商法廷判決（民集23巻8号1348頁）

労働金庫が員外貸付けを行う場合も、目的外としている。これについて労働金庫は、会員の福利共済活動の発展およびその経済的地位の向上を図ることを目的としているところ（労働金庫法58条）、会員以外の者への貸し付けが目的外の貸し付けであるかについて、最高裁は、前記最高裁昭和41年4月26日判決を引用しつつ、無効であるとしたうえで、抵当権の実行の終わっている本件において、貸し付けの無効を理由に抵当権実行手続の無効を主張することは信義則上許されないと判示している。

③昭和51年4月23日最高裁判決（民集30巻3号306頁）

「博愛慈善の趣旨に基づき病傷者を救済治療すること」を目的に病院経営をする財団法人が、国民健康に関する新事業（健康学園の経営）を行うために、許可を経ない段階で病院経営にとって重要な財産である敷地・建物・備品を売却した行為は、目的の範囲外とした。

④平成8年3月19日最高裁第三小法廷判決（民集50巻3号615頁）

政治献金事例である。強制加入団体である税理士会（税理士法49条）が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士

15) 四宮和夫・能見善久 『民法総則（第8版）』（弘文堂 2010年）119頁参照。

会の目的の範囲外の行為であると解している。

⑤平成14年4月25日最高裁第一小法廷判決（判時1785号31頁）

司法書士会（被上告人）が、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興拠出金を寄付することとし、会員から特別負担金を徴収する旨の総会決議をしたところ、被上告人の会員である上告人らが、①本件拠出金を寄付することは被上告人の目的の範囲外の行為であること、②強制加入団体である被上告人は本件拠出金を調達するため会員に負担を強制することはできないことを理由として、本件総会決議は無効であり、会員には本件負担金の支払義務がないとして、債務の不存在の確認を求めた事案である。

これに対して、最高裁は次のように判示している。「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが（司法書士法14条2項）、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲内で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に含まれるものというべきである。／したがって、兵庫県司法書士会に本件拠出金を寄付することは、被上告人の権利能力の範囲内にあるというべきである。」としている¹⁶⁾。

以上のように判例によれば、非営利法人については、なお目的外による権利能力の制約は根強く残っていると見ることができるが、しかし、目的外の行為であっても、信義則の原則に基づきその無効の主張を制限する方向にあるといわれている¹⁷⁾。

民法34条の機能について民法研究者の二つの見解を紹介しておこう。

16) 司法書士会も法人であり（司法書士法52条3項）、その目的は同法52条2項に規定され「司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。」とするものである。また、司法書士として登録の申請をする者は、申請と同時に、司法書士会に入会する手続きが義務づけられている（強制加入団体-57条1項）。

17) 石田 穰『民法総則』信山社2014年 305頁参照。

鈴木：法人の社会貢献活動と定款所定の目的

①民法34条（旧43条）の機能について、かつて判例・学説とも、法人の権利能力の範囲を画するものとされ、この立場によれば、目的の範囲外の権利取得・義務負担は一律に当然無効となり、相手方が善意・無過失でも法人の行為を有効とする余地がない。しかし、法人が独自の社会的存在として現実に活動するものである以上、その取引の相手方を保護する必要もあり、絶対的な無効をもたらすこの立場は批判され、現在では、法人の目的は法人の行為能力を制限するにすぎないと解する説が有力であるとされる¹⁸⁾。この説では、その法人の目的に関係なさそうな権利でも、目的内の事業遂行に必要なならばその権利を取得するための行為能力は法人にあることになるとする。そして、法人の権利能力の制限は、結局は法人の理事の代表権の範囲の問題に帰着するとする¹⁹⁾。

②非営利法人の定款所定の目的の範囲について、上記の見解よりも限定的に解する見解もある。すなわち、目的の範囲は、目的を達成するために実際に必要かどうかという基準によって確定されるべきであるとされる。目的達成のために実際には不必要であるが、相手方から見て必要のように見えるかどうかということは、相手方の信頼をどう保護するかという表見法理の問題であるとする。代表機関が目的達成のために実際には不必要な行為をするのは、越権行為であり許されない。それゆえ、法人の目的は、代表機関の範囲を制限する²⁰⁾。

後述のように前者の見解は、営利法人の裁判例の判旨に親和的であるのに対し、後者の見解は非営利法人の性質に適合的な結論であるように思える。

(2) 営利法人（会社）についての判例

①昭和45年6月24日最高裁判所大法廷判決（民集24巻6号625頁）

著名な判例である八幡製鉄政治献金事件で、会社は、自然人と同じく社

18) 前掲注15) 四宮和夫・能見善久 98頁参照。

19) 前掲注15) 四宮和夫・能見善久 98頁参照。

20) 前掲注17) 石田 306頁参照。

会的事実としての当然の行為として、…社会の一構成員たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社は政治資金の寄附をなす能力があるとした上で、それが客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であり、取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位などを考慮して、合理的な範囲内において、金額を決すべきで、その範囲内であれば、取締役等に善管注意義務・忠実義務違反は生じないとしている²¹⁾。

②平成18年11月14日最高裁判所判決（資料版商事法務274号192頁）

いわゆる熊谷組政治献金事件の最高裁もこの基準を確認している²²⁾。

以上のように、営利法人の定款所定の目的に関する判例の立場は、企業が社会を構成する主体として要請される範囲内であれば、権利能力の範囲内であると評価しているといえよう。すなわち、企業のCSR活動や社会貢献活動は、合理的な範囲内であれば、会社の権利能力の範囲内の行為であるといえよう²³⁾。

4 株式会社の社会貢献活動に対する会社法の親和性

会社法は株式会社が社会貢献活動を行うことに抑制的に働くのか、促進的に働くのかという問いを考えてみたい²⁴⁾。判例は、企業の社会貢献活動を許容しているのか、会社法の明文規定は、株式会社の非営利的活動を許容しているのかを以下検討する。

21) 江頭憲治郎『会社法コンメンタール1』（商事法務 2008年）88頁を参照。

22) 泉田栄一 会社法判例百選（第2版）（有斐閣 2011年）8頁参照、会社の政治献金については、これを会社の能力外の行為であるとする見解も強く主張されている。さしあたり新山雄三「株式会社企業の『社会的実在性』と政治献金能力」岡山大学法学会雑誌40巻3＝4号（1991）145頁以下を参照。

23) メセナについてであるが、弥永・前掲注8）7頁を参照。

24) このような問いの立て方は、野田 前掲注1）、35頁以下におしえられた。

(1) 判例の立場

上記で述べたように政党に対する政治資金の寄附が株式会社の権利能力の範囲内の行為であるかについて争われた八幡製鉄事件の最高裁判決をもう少し詳しく取り上げよう。

最高裁は、会社が定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するとしうえで、次のように説示する。

「会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行する上に直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざる得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかわかりがたいものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然なしうところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることができるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度の出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内と解しても、何ら株主等の利益を害するおそれはないのである。／以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。…」

やや長い引用になったが、会社がなす寄附を含めた社会貢献あるいは社

会的作用を正当化するために裁判所が採用している論理はふたつだと考えることができる。一つは、「会社は…自然人とひとしく、…（社会）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざる得ない」とする論理である。今でいえば、「企業市民」として応分の負担が要請されるとするものである。もう一つは、「会社にとっても、…社会的作用に属する活動をするには、…企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることができるのであるから…これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。」として、定款所定の目的内であること、つまり今でいえば「企業の長期的な利益にかなう」という論理である²⁵⁾。

裁判所は、企業の社会貢献について、「よき市民として、社会が求めているから」²⁶⁾ という説明の仕方と、そのような貢献は「一見、目的にとっては間接的であっても企業の長期的な利益にかなう」という説明の仕方の二つを採用しているということができよう。

以上判例は、会社が社会貢献を行うことについて、それを行うことが求められうる存在として、促進すべく判断しているといえよう。

(2) 会社法の規定から見た親和性

会社法105条は、第1項において、株主はその有する株式につき、剰余金の配当を受ける権利（第1号）、残余財産の分配を受ける権利（第2号）、株主総会における議決権（第3号）、その他法律の規定により認められた権利を有するとしたうえで、第2項において、前項第1号および第2号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは効力を有しない、と規定し

25) 「企業市民」論による正当化論と「企業の長期的な利益」論による正当化論と単純化した2つの考え方は、前者が、株主諸個人から分離独立した「社会的実在」論に、後者が、株主価値の最大化原理に結び付くものと考えている。しかし、株式会社存在の意味に関する理論的分析は、今後をまたなければならない。

26) 江頭『対談集 企業法制改革論Ⅱ』コーポレートガバナンス編 中央経済社（2013）、11頁参照。

ている。

この規定の立法趣旨について、きわめて示唆に富む解釈が展開されている。

神作裕之教授によれば²⁷⁾、会社法105条2項の規定は、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利のいずれか一方の権利を与えない定款の定めは有効であることを前提としているものと解されるとする。そのように解することによって、利益配当請求権と残余財産分配請求権の双方を否定することはできない限りにおいて、株式会社の「営利性」は依然として株式会社の本質的要素であるとしながらも、社員（株主）に利益（剰余金）の配当をするという意味の「営利性」は、もはや会社の本質的要素ではないとするのである。そのように「営利」概念の定義のし直しを述べたうえで、「会社においては、株主・社員の経済的リターンを受ける権利を完全に否定することは認められず、したがって純粋に非経済的目的だけを追求するために株式会社形態を用いることはできない」。このことは「反対に、経済的目的の追求が部分的に含まれている以上は、会社形態を用いて慈善的、他益的、共益的な目的を追求することも可能である」としている。そして、「例えば、定款において、対外的企業活動から得た利益（剰余金）を所定の非営利団体に寄付をするといった定めを置くことも、残余財産分配請求権が否定されない限り適法であるという解釈論も」成り立ち得るとしている。ここからさらに、「実質的にも、営利部門と非営利部門の境界の曖昧化・流動化、競争関係の発生、両者の関係の多様化等にかんがを見るならば、会社法の発展の1つの方向であるとも考えられる」とまとめている。

また、森淳二郎教授は、会社法「105条2項の立法趣旨は、営利性という要件を維持する限り、株式会社という会社形態の利用について、当事者の選択肢を拡大するところにある」とされ、「営利のみを追求…してもよいし、

27) 神作 前掲注9) 138頁以下参照。

…環境保護等のボランティア事業を主たる目的として株式会社を利用して「もよい」。このような利用は、決して非現実的ではないし、社会的意義も小さくないとし、「このように会社形態を柔軟に利用することは、これまでのわが国の株式会社法制では認められてこなかったことである。会社法によって新たに拓かれた可能性」であるとしている²⁸⁾。

会社法は、株式会社の CSR 活動や社会的貢献活動を許容する直接の規定を置いてはいない。しかしながら、株式会社の CSR 活動や社会貢献活動は、会社法が予定する株式会社の「営利性」に抵触しない。会社法は、むしろ株式会社という企業形態をどのように利用するかを選択の幅を広げた。CSR 活動や社会貢献活動はその選択肢に含まれる。

5 企業における CSR 活動・社会貢献活動の具体的検討

日本を代表する企業であるトヨタ自動車（以下「トヨタ」と略称する）のホームページからトヨタの CSR 活動の在り方をまず見てみよう²⁹⁾。

トヨタはホームページ上で CSR・環境・社会貢献に対する姿勢を示し、その推進体制も示している。

(1) トヨタの示す CSR・環境・社会貢献の内容

「人・社会・地球環境との調和を図り、モノづくりを通して持続可能な社会の実現を目指して、トヨタは創業以来、時代をリードする革新的かつ高品質な製品とサービスの提供により、社会の持続可能な発展に努めてきました。クルマは、移動の自由をもたらす素晴らしいものです。しかし、同時に、環境や社会に対してさまざまな影響を与えるものでもあります。私たちはそのことを常に念頭に置き、お客様、地域社会の皆様の声に耳を澄

28) 森 淳二郎 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1』（商事法務 2008年）285頁を参照。

29) <http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/> トヨタのホームページのこの欄には、トヨタの CSR・環境・社会貢献について記されている。

鈴木：法人の社会貢献活動と定款所定の目的

ませながら、人・社会・地球環境との調和を図り、モノづくりを通して持続可能な社会の実現を目指して、これからも事業を進めます。本業の中で環境にやさしいクルマや、予防安全・衝突安全にすぐれた機能の開発・導入。新規事業として、バイオ・緑化やエネルギー分野等での活動。さらには、社会貢献活動として、『環境』『交通安全』『人材育成』を柱として活動しています。そうした本業を中心とした私たちの活動が、地域・社会の人々のお役に立ち、皆様の笑顔につながるこそがトヨタの目指している姿です。」とし、『良き企業市民』を目指し、豊かな社会づくりとその持続的な発展のため、積極的に社会貢献活動を進めています。」と、謳っている。ここで重要なのは、本業の延長線上で CSR・環境・地域貢献を考えていることである。

もう少し追ってみよう。

「私たちの考え方の基本は CSR 方針『社会・地球の持続可能な発展への貢献』にあります。これをすべての従業員が共有・実践し、社会に愛され、信頼される企業を目指します。また、その方針を連結子会社と共有し、ともに行動。さらに、取引先に対しても CSR 方針の趣旨の支持とそれに基づく行動を期待します。なお、私たちは、日本の代表的な企業によって構成される一般社団法人日本経済団体連合会の「企業行動憲章」の策定にも参画しており、その内容を尊重しています。」

このようにトヨタは CSR 方針の下で、「社会・地球の持続可能な発展への貢献」を考えていることになる。

(2) トヨタの CSR 方針は、会社内部でどのように推進されているのか。

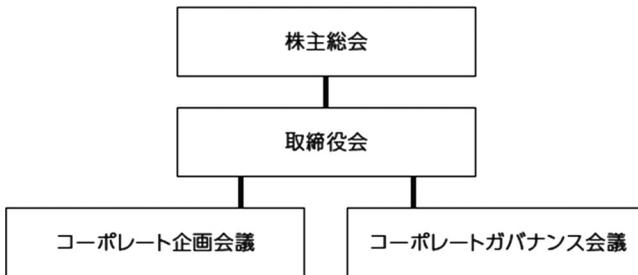
CSR 方針の基礎となっているのは「トヨタ基本理念」である。これに基づき、「グローバル企業として、各国・各地域でのあらゆる事業活動を通じて社会・地球の調和のとれた持続可能な発展に率先して貢献します。」としている。

その内容はステークホルダーとの関係である。ステークホルダーとして、

顧客（お客様）、従業員、取引先、株主、地域社会・グローバル社会（環境・社会・地域貢献がその内容である）が挙げられている。

このような「トヨタ基本理念」に基づき、「トヨタグローバルビジョン」が策定され、その実現に向けた中長期経営計画などを立案し、達成されるべき目標が会社方針、年度方針、地域方針、本部・部方針として定められ、日常業務へと展開されている。

トヨタは、「2015年4月からは、CSRを経営と一体ととらえ、経営全般において企業価値向上を図ることをより明確化するため、体制を変更」し、「これまでの『CSR委員会』における討議を、『コーポレート企画会議』および『コーポレートガバナンス会議』に移管した」。そして「取締役会のもとで、『コーポレート企画会議』においてさまざまな社会課題に対してトヨタが提供する価値を織り込んだ成長戦略を検討し、経営と一体としてのCSR・企業価値向上を全社で推進し」、「業務執行の監督として『コーポレートガバナンス会議』において、それらの戦略を実現するガバナンス体制を審議」するとしている。これを、会社の意思決定機関（組織）にあてはめたものが、次の図である。



CSR活動の細目は、ここでは書き出さないが、ISO26000などを強く意識しながら、社会・地域や環境への取り組みが記されている。それは、NPO法別表に挙げられている特定非営利活動に相当に重なる活動ということがいえる。

(3) トヨタの CSR 活動と定款所定の事業目的との関係

トヨタのホームページには、定款も PDF 形式で掲載されている³⁰⁾。事業目的に当たる（目的）第2条は、次のように記されている。

（目的）第2条：当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、産業車両、船舶、航空機、その他の輸送用機器および宇宙機器ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (2) 産業機械器具その他の一般機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (3) 電気機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (4) 計測機械器具および医療機械器具ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
- (5) セラミックス、合成樹脂製品およびその材料の製造・販売
- (6) 建築用部材および住宅関連機器の製造・販売・修理
- (7) 建設工事・土工工事・土地開発・都市開発・地域開発に関する企画・設計・監理・施工・請負
- (8) 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理
- (9) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸
- (10) インターネット等のネットワークを利用した商品売買システムの設計、開発およびそのシステムを搭載したコンピューターの販売、賃貸、修理ならびにそのシステムを利用した通信販売業
- (11) 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、荷役業、倉庫業および旅行業
- (12) 印刷業、出版業、広告宣伝業、総合リース業、警備業および労働者派遣業
- (13) クレジットカード業、証券業、投資顧問業、投資信託委託業その他の金融業
- (14) 駐車場・ショールーム・教育・医療・スポーツ・マリナー・飛行場・飲食・宿泊・売店等の施設の運営・管理
- (15) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (16) バイオテクノロジーによる農産物・樹木の生産・加工・販売
- (17) 前各号に関連する用品および礦油の販売
- (18) 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
- (19) 前各号に付帯関連するいっさいの業務

30) http://www.sse.or.jp/listing/teikan/72030_teikan.pdf

この定款の書きっぷりから、トヨタのCSR方針の内容や関連性を直接読み取るとは難しい。上述したようなトヨタのCSR方針は、本業である「事業目的」の推進の必要性から、第19号「前各号に付帯関連するいっさいの業務」の中に含まれていると考えるべきなのだろうか。それならば、改めて定款の事業目的にCSR関連の事項を書く必要性はないといえよう。それとも、CSR方針の具体的な決定も上記の意思決定図式によれば、株主総会マターになっているので、より明確に、株主に理解されるように、定款に何らかの明示の規定を置くべきなのだろうか。

この点について筆者は、企業がホームページ上で示しているようなCSR方針のベースとなっている「会社の基本方針」に相当する文言を定款に置くべきではなかろうか。そうすることによってCSR活動は株式会社法システムに安定的に定着することになるのではないかと考えている。

企業のCSR活動は、実務の現場では、取締役会の意思決定事項となっているようである。例えば、本業とも関連して積極的にCSR活動を行っている武田薬品工業株式会社は、ホームページ上で、CSRに関する重要案件の意思決定について、ビジネス案件と同様に、ビジネス・レビュー・コミTEEや取締役会でなされているとしている³¹⁾。法解釈論上も、CSR活動、社会貢献活動、企業の社会的責任に伴う活動の意思決定は、取締役の経営判断事案と考えられている。

企業が行うCSR活動の内容について、多くの企業はCSRレポート（あるいはCSR報告書、環境報告書等）として、ホームページ上に掲載している。そして多くの場合、活動内容に関する「第三者保証報告」が添付され、会社の定める基準に従ってCSR活動がなされているか、報告されているかが検証される仕組みとなっている。今や、会社の活動の検証は、株主総

31) <https://www.takeda.co.jp/csr/policy/index.html> 参照。なお武田薬品工業株式会社が国際NGOとパートナーシップを結んで行ったCSR活動（2009年8月から2014年12月まで）「タケダ・Plan 保健医療アクセス・プログラム」は有名である。近時、NPOやNGOとの協働の下でCSR活動を行う企業が増している。

会だけではない。多くのステークホルダー，一般市民に示すために，「第三者」が検証を行う形がとられている。検証基準が問われる段階に入っている。

結びに代えて

株式会社は，営利を営むものとして世界に登場した。それはまさに，アダム・スミスが，国富論で唱えた「私益の追求が公益に転嫁する」という論理の世界のたまものであった。その点を確認してみよう。

「あらゆる個人は…，公共の利益を促進しようと意図してもいないし，自分がそれをどれだけ促進しつつあるかを知ってもいない。…かれは自分自身の安全だけを意図し，また，その生産物が最大の価値を持ちうるようなしかたでこの産業を方向づけることによって，彼は自分自身の利得だけを意図しているわけなのであるが，しかもかれは，このばあいでも，その他の多くの場合と同じように，見えざる手（an invizible hand）に導かれ，自分が全然意図してもみなかった目的を促進するようになるのである。かれがこの目的を全然意図してもみなかったということは，必ずしもつねにその社会にとってこれを意図するよりも悪いことではない。かれは，自分自身の利益を追求することによって，実際に社会の利益を促進しようと意図するばあいよりも，いっそう有効にそれを促進するばあいがしばしばある」³²⁾。と。

それでは何ゆえに企業は，利己心を超えて，全体の利益（公共の利益）を CSR という形であれ意識するようになったのか。ここでも，実際の企業の CSR 活動についてまとめられたものを参考にしよう。

企業は，いまや「持続可能な社会」の中で，「持続可能な企業」として埋め込まれていることを意識するようになってきた。持続可能な社会の中でしか，企業の持続性を維持することができないことを意識するようになって

32) アダム・スミス 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富 (3)』岩波文庫1977年 (第12刷) 56頁引用 なお本稿では，「見えざる手」に改変している。

てきた。そこで、持続可能な社会を高めるというミッションの実践（CSR活動）は、事業を行う「企業」として、事業に関わる CSR 活動を行う（この領域が CSR 活動の根幹である）こと、ならびに、社会の一員として、すなわち企業市民として、様々なステークホルダーに対する取り組みを行うことにおいておこなわれる³³⁾。

さて、アダム・スミスは、さらに続けて、株式会社の運営によってもたらされる危険について次のようにいう。

「株式会社の事業は、つねに取締役会によって運営されている。もっとも、取締役会は、多くの点で株主総会から統制されることがしばしばある。けれども、株主の大部分は、会社の業務についてなにごとかを知ろうとはめったに主張しなのであって、自分たちのあいだに党派心でもはびこらないかぎり、会社の業務の世話などやかず、取締役が適当と考えておこなう半年または1年ごとの配当をうけとり、それで満足しているのである。／とはいえ、このような会社の取締役たちは、自分自身の貨幣というよりも、むしろ他の人々の貨幣の管理者なのであるから、合名会社の社員がしばしば自分自身の貨幣を監視するのと同じの小心翼翼さで他の人々の貨幣を監視することをかれらに期待するわけにはいかない。」³⁴⁾ のだと。いまや、株式会社の経営者がおかれた状況は重大である。他人の貨幣の管理人でありながら、持続可能な社会の維持にも心を砕かなければならないのである。

個人（法人）の利己心、これを営利の追求と読み替えてもいだろう。アダム・スミスは、利己心・営利の追求だけでは社会は成り立たないことを、もう一つの著名な作品である「道徳感情論」の冒頭で次のように記している。

「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、あきらかにか

33) 武田薬品工業のホームページ上のタケダの CSR の欄の図を参照。<https://www.takeda.co.jp/csr/policy/index.htm>

34) アダム・スミス 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富（4）』岩波文庫1977年（第12刷）91～92頁引用。

鈴木：法人の社会貢献活動と定款所定の目的

れの本性のなかには、いくつかの原理があって、それらは、かれに他の人びとの運不運に関心をもたせ、かれらの幸福を、それを見る喜びのほかにはなにも、かれはそれからひきださないのに、かれにとって必要なものたらしめるのである。この種類に属するのは、哀れみまたは同情であって、それはわれわれが、他の人びとの悲惨を見るか、たいへんいきいきとしたやり方でそれを考えさせられるときに、それに対して感じる情動である。」³⁵⁾

行き過ぎた利己心を是正する方策として、人間の本性のなかにあるシンパシーの原理が対置される。

非営利的活動を行う団体の一つとしての NPO 法人は、そのようなシンパシーから出発しているのだろう。企業を含めた経済主体の行き過ぎた営利活動によって引き起こされた様々な社会問題を解決すべく活動する企業の CSR 活動の本性には、企業市民として保持する他者に対するシンパシーが底流にあるのだと考えたい。

以上

35) アダム・スミス 水田 洋訳『道徳感情論』筑摩書房1978年（第3刷）5頁。